

○証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号）

改正案	現行
<p>（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）</p> <p>第十条 法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>四の二 証券会社が、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況</p> <p>四の三 証券会社が、その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じていないと認められる状況</p> <p>五～十五 （略）</p>	<p>（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）</p> <p>第十条 法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>五～十五 （略）</p>